

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Sumitomo Special Metals Co., Ltd.	10/03/2007
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Hitachi Metals, Ltd.
Street Address:	2-1, Shibaura 1-chome
City:	Minato-ku, Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 67	
Property Type	Number
Patent Number:	5387291
Patent Number:	5427734
Patent Number:	5575830
Patent Number:	5662943
Patent Number:	5666635
Patent Number:	5788782
Patent Number:	6080498
Patent Number:	6149861
Patent Number:	6187259
Patent Number:	6211762
Patent Number:	6247660
Patent Number:	6251196
Patent Number:	6275130
Patent Number:	6280792
Patent Number:	6281774
Patent Number:	6299832

OP \$2680.00 5387291

501291033

PATENT
REEL: 024982 FRAME: 0957

Patent Number:	6321800
Patent Number:	6322428
Patent Number:	6325965
Patent Number:	6326087
Patent Number:	6332932
Patent Number:	6344168
Patent Number:	6352598
Patent Number:	6361738
Patent Number:	6376089
Patent Number:	6381830
Patent Number:	6386948
Patent Number:	6391386
Patent Number:	6399147
Patent Number:	6403024
Patent Number:	6408840
Patent Number:	6432158
Patent Number:	6432354
Patent Number:	6443143
Patent Number:	6461565
Patent Number:	6463290
Patent Number:	6464386
Patent Number:	6464931
Patent Number:	6471583
Patent Number:	6474371
Patent Number:	6474576
Patent Number:	6481993
Patent Number:	6482349
Patent Number:	6482353
Patent Number:	6491765
Patent Number:	6505394
Patent Number:	6511631
Patent Number:	6527874
Patent Number:	6531090
Patent Number:	6537385
Patent Number:	6537488

Patent Number:	6548014
Patent Number:	6558230
Patent Number:	6595094
Patent Number:	6599468
Patent Number:	6602352
Patent Number:	6617044
Patent Number:	6648984
Patent Number:	6649124
Patent Number:	6656416
Patent Number:	6656417
Patent Number:	6676773
Patent Number:	6696015
Patent Number:	6736343
Patent Number:	6743082
Patent Number:	6755883
Patent Number:	6444328

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)293-7860

Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.

Phone: 202.293.7060

Email: lgilday@sughrue.com

Correspondent Name: Steven M. Gruskin

Address Line 1: 2100 Pennsylvania Avenue

Address Line 4: Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20037

ATTORNEY DOCKET NUMBER:

0329-10 A

NAME OF SUBMITTER:

Steven M. Gruskin

Total Attachments: 20

source=Name_Change_Document_A#page1.tif

source=Name_Change_Document_A#page2.tif

source=Name_Change_Document_A#page3.tif

source=Name_Change_Document_A#page4.tif

source=Name_Change_Document_A#page5.tif

source=Name_Change_Document_A#page6.tif

source=Name_Change_Document_A#page7.tif

source=Name_Change_Document_A#page8.tif

source=Name_Change_Document_A#page9.tif

source=Name_Change_Document_A#page10.tif

source=Name_Change_Document_A#page11.tif

source=Name_Change_Document_A#page12.tif

PATENT
REEL: 024982 FRAME: 0959

source=Name_Change_Document_A#page13.tif
source=Name_Change_Document_A#page14.tif
source=Name_Change_Document_A#page15.tif
source=Name_Change_Document_A#page16.tif
source=Name_Change_Document_A#page17.tif
source=Name_Change_Document_A#page18.tif
source=Name_Change_Document_A#page19.tif
source=Name_Change_Document_A#page20.tif

Certificate of Entire Closed Matter of Commercial Register
(partial translation)

(page 1/19)

7-19, Kitahama 4-chome, Chuo-ku, Osaka

NEOMAX CO., LTD.

Corporation Number 1299-01-077445

(block 1,2 of page 1/19) Corporation Name	<u>SUMITOMO SPECIAL METALS, CO., LTD.</u>	
	NEOMAX CO., LTD.	changed on April, 1 2004
		registered on April, 1 2004
Principal Office	7-19, Kitahama 4-chome, Chuo-ku, Osaka	

block 3 of page 1/19 - block 4 of page 1/19: omitted

(block 5 of page 1/19) date of establishment of corporation	December 29, 1945
---	-------------------

block 6 of page 1/19 - block 1 of page 18/19: omitted

(block 2 of page 18/19) division of corporation	divided from Hitachi Metals, Ltd. of 2-1, Shibaura 1-chome, Minato-ku, Tokyo	
	registered on April 1, 2004	
	divided to NEOMAX Material K.K. of 19-1, Minami-suita 2-chome, Suita-shi, Osaka on October. 1, 2004	
	registered on October. 7, 2004	

block 3 of page 18/19 - block 3 of page 19/19: omitted

(block 4 of page 19/19) matters relating to registered record	(omitted)	
	dissolution by merger by Hitachi Metals, Ltd. of 2-1, Shibaura 1-chome, Minato-ku, Tokyo on April 1, 2007	
	registered on April 19, 2007 closed on April 19, 2007	

It is certified that above are all the closed matters recorded in the commercial register.

October 3, 2007

Office of Osaka Legal Affairs

registrar

Jiro YAMAMOTO (seal)

reference No. mi226072

閉鎖事項全部証明書

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人番号 1299-01-077445

商号	住友特殊金属株式会社	
	株式会社NEOMAX	平成16年4月1日変更 平成16年4月1日登記
本店	大阪市中央区北浜四丁目7番19号	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してこれをなすものとする。	
	電子公告とする。 http://www.neomax.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年6月29日変更 平成18年7月1日登記 平成16年4月27日登記 平成15年5月6日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.ssmc.co.jp	平成16年4月26日変更 平成16年5月10日登記
	http://www.neomax.co.jp	
会社成立の年月日	昭和20年12月29日	
目的	1. 磁鋼その他電磁気用金属製品・粉末冶金製品・特殊金属製品及び医療用具の製造並びに販売 2. 前号に関する各種原材料・半製品・加工品及び付属品の製造並びに販売 3. 前各号に掲げたものに付帯する一切の事業及び関連する一切の業務	
額面株式1株の金額	金5.0円	
単元株式数	1000株	
発行可能株式総数	1億2000万株	
	1億1987万6000株	平成13年10月5日変更 平成13年10月12日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号

株式会社NEOMAX

会社法人等番号 1299-01-077445

1億1977万4000株	平成13年10月31日変更
	平成13年11月 5日登記
1億1953万株	平成13年11月30日変更
	平成13年12月 7日登記
1億1930万4000株	平成14年 1月10日変更
	平成14年 1月16日登記
1億1907万2000株	平成14年 2月 4日変更
	平成14年 2月 7日登記
1億1888万7000株	平成14年 3月12日変更
	平成14年 3月14日登記
1億1885万4000株	平成14年 5月10日変更
	平成14年 5月20日登記
発行済株式の総数 並に種類及び数	発行済株式の総数 5728万1652株
発行済株式の総数 5715万7652株	平成13年 3月 5日変更
	平成13年10月12日登記
発行済株式の総数 5705万5652株	平成13年10月31日変更
	平成13年11月 6日登記
発行済株式の総数 5681万1652株	平成13年11月30日変更
	平成13年12月 7日登記
発行済株式の総数 5658万5652株	平成14年 1月10日変更
	平成14年 1月16日登記
発行済株式の総数 5635万3652株	平成14年 2月 4日変更
	平成14年 2月 7日登記
発行済株式の総数 5616万8652株	平成14年 3月12日変更
	平成14年 3月14日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは株消事項であることを示す。

2/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

	発行済株式の総数 5613万5652株	平成14年 6月16日変更 平成14年 5月20日登記
	発行済株式の総数 7713万5652株	平成16年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 7865万1525株	平成16年 9月13日変更 平成16年10月 6日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金267億4191万7704円	
	金276億9691万7694円	平成16年 9月13日変更 平成16年10月 6日登記
	金276億9843万3567円	平成16年10月24日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社本店 平成19年 2月23日変更	平成19年 3月 2日登記
役員に関する事項	取締役 岡本雄二	平成11年 6月29日重任
	取締役 岡本雄二	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成14年 6月27日辞任 平成14年 7月 4日登記

大阪市中央区北浜四丁目7番19号

株式会社NEOMAX

会社法人等番号 1299-01-077445

取締役	戸井 詰 哲 郎	平成11年 6月29日重任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月11日登記
取締役	加 藤 徹	平成11年 6月29日重任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成15年 6月27日退任
		平成15年 7月 9日登記
取締役	宮 本 毅 信	平成11年 6月29日重任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成15年 6月27日退任
		平成15年 7月 9日登記
取締役	嶋 村 行 俊	平成11年 6月29日重任
		平成12年 6月29日辞任
		平成12年 7月10日登記
取締役	林 豊	平成11年 6月29日就任

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/19

大阪市中央区北浜四丁目7番1.9号

株式会社NEOMAX

会社法人等番号 1299-01-077445

	取締役	林 豊	平成13年 6月28日重任
			平成13年 7月11日登記
			平成14年 6月27日辞任
			平成14年 7月 4日登記
	取締役	橋 本 昌 浩	平成11年 6月29日重任
			平成13年 6月28日退任
			平成13年 7月11日登記
	取締役	高 橋 薫	平成11年 6月29日重任
	取締役	高 橋 薫	平成13年 6月28日重任
			平成13年 7月11日登記
			平成15年 6月27日退任
			平成15年 7月 9日登記
	取締役	土 井 川 馨	平成11年 6月29日重任
	取締役	土 井 川 馨	平成13年 6月28日重任
			平成13年 7月11日登記
	取締役	土 井 川 馨	平成15年 6月27日重任
			平成15年 7月 9日登記
	取締役	土 井 川 馨	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月11日登記
	取締役	西 村 勢 至 朗	平成11年 6月29日重任
	取締役	西 村 勢 至 朗	平成13年 6月28日重任
			平成13年 7月11日登記

整理番号 226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/19

大阪市中央区北浜四丁目7番1.9号

株式会社NEOMAX

会社法人等番号 1299-01-077445

		平成14年 6月27日辞任
		平成14年 7月 4日登記
取締役	西 徹	平成11年 6月29日重任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成15年 6月27日重任
取締役	西 徹	平成15年 7月 9日登記
		平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記
		平成18年 6月29日重任
取締役	西 徹	平成18年 7月11日登記
		平成11年 6月29日重任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
取締役	和田 圭司	平成14年 6月27日辞任
		平成14年 7月 4日登記
		平成11年 6月29日就任
		平成13年 6月28日退任
取締役	嶋 田 伸 三	平成13年 7月11日登記
		平成11年 6月29日就任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
取締役	中 澤 武 夫	平成11年 6月29日就任
		平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成13年 7月11日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/19

大阪市中央区北浜四丁目7番1.9号

株式会社NEOMAX

会社法人等番号 1299-01-077445

取締役	中澤 武夫	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
取締役	中澤 武夫	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記
		平成18年 6月29日辞任
		平成18年 7月10日登記
取締役	鈴木 喜久男	平成12年 6月29日就任
		平成12年 7月10日登記
取締役	鈴木 喜久男	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月21日登記
		平成19年 6月29日退任
		平成13年 7月 9日登記
取締役	水島 康彦	平成13年 6月28日就任
		平成 8年 7月11日登記
取締役	水島 康彦	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年10月29日死亡
		平成16年11月19日登記
取締役	奥森 國生	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月11日登記
取締役	奥森 國生	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年 6月29日辞任
		平成16年 7月13日登記
取締役	花村 公生	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号

株式会社NEOMAX

会社法人等番号 1299-01-077445

取締役	花 村 公 生	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
取締役	花 村 公 生	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記
取締役	成 瀬 正	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
取締役	成 瀬 正	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
取締役	成 瀬 正	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記
取締役	岡 本 篤 樹	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
取締役	岡 本 篤 樹	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年 6月29日辞任
		平成16年 7月13日登記
取締役	端 崎 修	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
取締役	端 崎 修	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年 6月29日辞任
		平成16年 7月13日登記
取締役	廣 岡 隆 久	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年 6月29日辞任
		平成16年 7月13日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

8/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

	取締役 <u>中西 康 泰</u>	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年 6月29日辞任
		平成16年 7月13日登記
取締役 (社外取締役)	大 文 字 恭 廣	平成16年 4月 1日就任
		平成16年 4月 1日登記
	取締役 大 文 字 恭 廣	平成17年 6月29日重任
	(社外取締役)	平成17年 7月11日登記
		平成18年 6月29日辞任
		平成18年 7月10日登記
取締役	持 田 農 夫 男	平成16年 4月 1日就任
		平成16年 4月 1日登記
	取締役 持 田 農 夫 男	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記
		平成18年 6月29日辞任
		平成18年 7月10日登記
取締役 (社外取締役)	本 多 義 弘	平成18年 6月29日就任
		平成18年 7月10日登記
取締役	山 内 清 隆	平成18年 6月29日就任
		平成18年 7月10日登記
大阪府高槻市松が丘三丁目5番3号 代表取締役 <u>岡 本 雄 二</u>		平成11年 6月29日重任
	大阪府高槻市美しが丘二丁目5番6号 代表取締役 <u>岡 本 雄 二</u>	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成14年 6月27日辞任
		平成14年 7月 4日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

9/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

大阪府高槻市安岡寺町五丁目8番18号 代表取締役 戸井 詰 哲 郎	平成11年 6月29日重任
	平成13年 6月28日重任
	平成13年 7月11日登記
	平成15年 6月27日重任
	平成15年 7月 9日登記
	平成17年 6月29日退任
東京都武蔵野市吉祥寺北町三丁目5番8-80 6号 代表取締役 加 藤 徹	平成11年 6月29日就任
	平成13年 6月28日重任
	平成13年 7月 1日登記
	平成14年 6月27日就任
	平成14年 7月 4日登記
	平成15年 6月27日退任
大阪府高槻市安岡寺町二丁目23番2号 代表取締役 宮 本 毅 信	平成14年 6月27日就任
	平成14年 7月 4日登記
	平成15年 6月27日退任
	平成15年 7月 9日登記
	平成15年 6月27日就任
	平成15年 7月 9日登記
大阪府高槻市南平台五丁目2番1号 代表取締役 土 井 川 馨	平成17年 6月29日重任
	平成17年 7月11日登記
兵庫県川西市緑台三丁目10番地の3 代表取締役 西 徹	平成15年 6月27日就任
	平成15年 7月 9日登記
	平成17年 6月29日重任
	平成17年 7月11日登記
	平成17年 6月29日重任
	平成17年 7月11日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

		平成18年 6月29日辞任
		平成18年 7月10日登記
監査役	井 藤 造 酒 雄	平成10年 6月26日就任
		平成13年 6月28日退任
		平成13年 7月11日登記
監査役	鎌 田 健 治	平成10年 6月26日就任
監査役	鎌 田 健 治	平成13年 6月28日重任
		平成13年 7月11日登記
		平成15年 6月21日辞任
		平成15年 7月6日登記
監査役	有 本 勝	平成11年 6月29日重任
		平成14年 6月27日退任
		平成14年 7月 4日登記
監査役	森 本 正 義	平成11年 6月29日就任
監査役	森 本 正 義	平成14年 6月27日重任
		平成14年 7月 4日登記
		平成16年 6月29日辞任
		平成16年 7月13日登記
監査役	滝 井 道 治	平成13年 6月28日就任
		平成13年 7月11日登記
		平成14年 6月27日辞任
		平成14年 7月 4日登記

整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

11/19

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

監査役	山口 幸 男	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
監査役	山口 幸 男	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記
監査役	石 塚 由 成	平成14年 6月27日就任
		平成14年 7月 4日登記
		平成16年 4月 1日辞任
		平成16年 4月 1日登記
監査役	森 義 和	平成15年 6月27日就任
		平成15年 7月 9日登記
		平成16年 4月 1日辞任
		平成16年 4月 1日登記
監査役	三 村 光 男	平成16年 4月 1日就任
		平成16年 4月 1日登記
監査役 (社外監査役)	三 村 光 男	平成18年 6月29日社外 監査役の登記
監査役	内 田 憲 正	平成16年 4月 1日就任
		平成16年 4月 1日登記
監査役 (社外監査役)	内 田 憲 正	平成18年 6月29日社外 監査役の登記
監査役	四 方 道 男	平成16年 6月29日就任
		平成16年 7月13日登記
監査役	四 方 道 男	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月11日登記

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

	会計監査人 新日本監査法人	平成18年 6月29日会計監査人の登記
	会計監査人 新日本監査法人	平成18年 6月29日重任 平成18年 7月10日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成16年 6月29日設定 平成16年 7月13日登記	
	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月10日登記	
	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月10日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間において、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 平成16年 6月29日設定 平成16年 7月13日登記	
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月10日登記	
支 店	1 埼玉県熊谷市三ヶ尻5200番地	平成16年 4月 1日設置 平成16年 4月 1日登記
転換社債	第1回米貨建転換社債 転換社債の総額 金19万5000米ドル 転換の条件 本社債の額面金額を1米ドル＝254.10円貨に換算し、下記の転換価額につき当社記名式普通株式1株の割合をもって当社記名式普通株式に転換することができる。但し、転換の際に生ずる1株未満の端数は切り捨て、端数が株式併合の結果当初の転換価額の10倍以上になる場合を除き、現金による調整は行わない。転換価額は金3969円80銭とする。 転換の調整	

転換価額は、本社債発行後当社が、普通株式の時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}}}{\text{株当たり時価}}$$

上記の場合のほか、転換価額は、株式配当、株式の無償交付、株式の分割、併合、普通株式の時価を下回る当初転換価額での転換社債の発行その他一定の場合にも、適宜調整される。但し、いかなる場合にも、法律上認められない限り、転換価額は、転換により発行される株式が当社記名式額面普通株式の場合には、その額面金額（現在1株の額面金額50円）を下回らないものとする。

転換によって発行すべき株式の内容

当社記名式額面普通株式（1株の額面金額50円）。但し、当社が記名式無額面普通株式を発行する場合は、当社記名式無額面普通株式によることができる。

転換の請求をすることのできる期間

1985年5月20日から2000年3月20日（2000年3月20日直前に償還される本社債については当該償還日）の営業終了時（以下「転換請求期間」という。）但し、転換の効力は、転換請求がなされた日（以下「転換効力発生日」という。）以後発生する。

各転換社債の金額

金500.00米ドル

各転換社債につき払い込んだ金額

全額

本社債はこれを株式に転換することができる

平成12年3月20日全部償還

平成12年12月19日登記

2004年満期円貨建転換社債

転換社債の総額

金26億7000万円

金19億1000万円

平成14年9月30日変更

平成14年10月1日登記

転換の条件

本社債は、その額面金額に対し、下記の転換価額につき当社普通株式1株の割合をもって当社普通株式に転換することができる。ただし、転換の際に生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。本社債の転換により単位未満株式が発生する場合には、商法に定める単位未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

① 転換価額は、金157.4円とする。

② 転換価額の下付修正

1999年9月3日及び2002年9月6日（いずれも日本時間。以下それぞれ「第1決定日」及び「第2決定日」といい、これらを「決定日」と総称する。）まで（当日を含む。）の大阪証券取引所若しくは東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある各5連続取引日の大阪証券取引所における当該終値（若しくは大阪証券取引所における当該終値がない場合には、東京証券取引所における当該終値）の平均値（1円未満の端数を生ず

るときはその端数を切上げた金額)が、当該各決定日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日に確定した転換価額の修正については1999年9月17日及び第2決定日に確定した転換価額の修正については2002年9月20日(いずれも日本時間。以下それぞれ「効力発生日」という。)以降、それぞれ上記により算出された金額(ただし、当該金額が、当該決定日現在の転換価額に0.8を乗じた金額を下回る場合には、当該決定日現在の転換価額に0.8を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額)に修正される。決定日の翌日から効力発生日の前日までの間に下記に従い転換価額が調整された場合には、上記修正済転換価額は更に調整される。

③ 転換価額の調整

転換価額は、当社が本社債発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{1株当り時価}}$$

また、転換価額は、株式の分割又は併合、並びに当社普通株式の時価を下回る当初転換価額又は当初行使価額での転換社債又は新株引当付社債の発行その他一定場合にも適宜調整される。ただし、法律上認められない限り、転換価額は、本社債の転換により発行する株式が当該額面普通株式の場合、その額面金額を下回らないものとする。

本社債は、その額面金額に対し、下記の転換価額に基づき当社普通株式1株の割合をもって当社普通株式に転換することとなる。ただし、転換の際に生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。また、本社債の転換により単位未満株式が発生する場合には、商法に定める単位未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

① 転換価額は、金126.0円とする。

② 転換価額の方修正

1999年9月3日及び2002年9月6日(いずれも日本時間。以下それぞれ「第1決定日」及び「第2決定日」といい、これらを「決定日」と総称する。)まで(当日を含む。)の大阪証券取引所若しくは東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある各5連続取引日の大阪証券取引所における当該終値(若しくは大阪証券取引所における当該終値がない場合には、東京証券取引所における当該終値)の平均値(1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額)が、当該各決定日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日に確定した転換価額の修正については1999年9月17日及び第2決定日に確定した転換価額の修正については2002年9月20日(いずれも日本時間。以下それぞれ「効力発生日」という。)以降、それぞれ上記により算出された金額(ただし、当該金額が、当該決定日現在の転換価額に0.8を乗じた金額を下回る場合には、当該決定日現在の転換価額に0.8を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額)に修正される。決定日の翌日から効力発生日の前日までの間に下記に従い転換価額が調整された場合には、上記修正済転換価額は更に調整される。

④ 転換価額の調整

転換価額は、当社が本社債発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合には、下記の算式により調整される。

		新発行株式数 × 1株当り払込金額	
		既発行株式数 × 1株当り時価	
調整後	調整前	既発行株式数	1株当り時価
転換価額	=	転換価額	×
既発行株式数 × 新発行株式数			
また、転換価額は、株式の分割又は併合、並びに当社普通株式の時価を下回る当初転換価額又は当初行使価額での転換社債又は新株引受権付社債の発行その他一定場合にも適宜調整される。ただし、法律上認められない限り、転換価額は、本社債の転換により発行する株式が当社額面普通株式の場合は、その額面金額を下回らないものとする。			
平成14年9月20日変更 平成14年10月1日登記			
転換によって発行すべき株式の内容			
当社額面普通株式（現在1株の額面金額50円）			
ただし、当社が無額面普通株式を発行する場合は、当社無額面普通株式とすることができる。			
転換の請求をすることができる期間			
1997年8月26日から2004年9月13日（2004年9月13日前の期限前償還の場合には当該償還日）の営業終了時まで（転換請求通期間）			
ただし、転換の効力は、転換請求がなされた日（転換請求通期間）の翌日（日本時間）に発生する。			
各転換社債の金額			
金1000万円（ただし、仮包括社債券及び包括社債券の場合は、金500万円）			
各転換社債につき払い込んだ金額			
金額			
本社債はこれを株式に転換することができる			
平成16年9月13日転換権全部行使		平成16年10月6日登記	
2000年5月24日満期円建転換社債（ユーロ市場）			
転換社債の総額			
金2億6274万5000円			
転換の条件			
転換請求にかかる本社債の額面金額の合計額を下記転換価額につき当社普通株式1株の割合をもって当社普通株式に転換することができる。ただし、転換の際生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は原則として行わない。			
① 転換価額は金1632円90銭とする。			
② 転換価額の修正			
平成9年4月25日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある10連続取引日の当該終値の平均値に1.025を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額が、決定日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は平成9年5月12日（以下「効力発生日」という。）以降、上記により算出された金額（ただし、当該金額が、決定日現在の転換価額に0.8を乗じた金額を下回る場合には、決定日現在の転換価額に0.8を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額）に修正される。決定日の翌日から効力発生日の前日までの間に下記③に従い転換価額が調整された場合には、上記修正済転換価額は更に調整される。			
③ 転換価額の調整			

③ 転換価額の調整

転換価額は、当社が本社債発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合には、下記の算式により調整される。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{新発行} \quad \text{既発行} \\ & \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{株式数} \times \text{1株当り} \quad \text{株式数} \quad \text{1株当り時価}}{\text{払込金額}} \end{aligned}$$

また、株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る当初転換価額又は行使価額での転換社債又は新株引受権付社債の発行その他本社債の要項に定める一定の場合にも、転換価額は適宜調整される。

上記の修正及び調整にかかわらず、転換価額は当社の普通株式を適法に発行するために必要な最低の金額を下回らないものとする。

転換によって発行すべき株式の内容

当社額面普通株式（現在1株の額面金額50円）

ただし、当社が無額面普通株式を発行する場合は、当社無額面普通株式とすることができる。

転換の請求をすることのできる期間

1996年6月7日から2000年5月10日（本社債が2000年5月10日以前に償還される場合は、当該償還期日に先立って営業目的の日の銀行営業終了時（いずれも転換請求地時間）まで。ただし、転換効力は、転換請求日の24時直前、すなわち、日本時間では転換請求日の翌日に発生する。

各転換社債の金額

金1000円（ただし、大券の場合は、2枚の額面金額の合計額を1000円とする。）

各転換社債につき払い込んだ金額

全額

本社債はこれを株式に転換することができる。

平成11年5月24日全部償還

平成12年12月19日登記

2000年5月24日満期円建転換社債（スイス市場）

転換社債の総額

金1億3957万9000円

転換の条件

転換請求にかかる本社債の額面金額の合計額を下記転換価額につき当社普通株式1株の割合をもって当社普通株式に転換することができる。ただし、転換の際生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は原則として行わない。

① 転換価額は金1632円90銭とする。

② 転換価額の修正

平成9年4月25日（以下「決定日」という。まで（当日を含む。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある10連続取引日の当該終値の平均値に1.025を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額が、決定日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は平成9年5月12日（以下「効力発生日」という。）以降、上記により算出された金額（ただし、当該金額が、決定日現在の転換価額に0.8を乗じた金額を下回る場合には、決定日現在の転換価額に0.8

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

	を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときはその端数を切上げた金額)に修正される。決定日の翌日から効力発生日の前日までの間に下記③に従い転換価額が調整された場合には、上記修正済転換価額は更に調整される。 ③ 転換価額の調整 転換価額は、当社が本社債発行後、当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合には下記の算式により調整される。 $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数}} \right)}{\text{1株当り時価}}$ また、株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る当初転換価額又は行使価額での転換社債又は新株引受権付社債の発行その他本社債の要項に定める一定の場合にも、転換価額は適宜調整される。 上記の修正及び調整にかかわらず、転換価額は当社の普通株式を適法に発行するために必要な最低の金額を下回らないものとする。 転換によって発行すべき株式の内容 当社額面普通株式(現在1株の額面金額50円) ただし、当社が無額面普通株式を発行する場合は、当社無額面普通株式とすることができる。 転換の請求をすることのできる期間 1996年6月7日から2000年5月10日(本社債が2000年5月10日以前に償還される場合は、当該償還期日(先立つ3営業日目の日)の銀行営業終了時まで。ただし、転換の効力は、転換請求日の24時直前、すなわち日本時間では転換請求日の翌日0時発効する。) 各転換社債の金額 金1000円 (ただし、大券の場合は、70億円) 各転換社債につき払い込んだ金額 全額 本社債はこれを株式に転換することができる 平成11年5月24日全部償還 平成12年12月19日登記
会社分割	東京都港区芝浦一丁目2番1号日立金属株式会社から分割 平成16年4月1日登記 平成16年10月1日大阪府吹田市南吹田二丁目19番1号株式会社NEOMAXマテリアルに分割 平成16年10月7日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

大阪市中央区北浜四丁目7番19号
株式会社NEOMAX
会社法人等番号 1299-01-077445

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年7月10日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年7月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年4月20日移記
	平成19年4月1日東京都港区芝浦一丁目2番1号日立金属株式会社に合併し解散	平成19年4月19日登記 平成19年4月19日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成19年10月3日
大阪法務局北大阪支局
登記官

山 本 次 郎



整理番号 ミ226072

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

19/19